

事業場排水の水質規制について

水質管理責任者を選任してください

下水排除基準に適合しない下水を排除するおそれのある工場・事業場において、下水を当該基準内にして排除するために必要な仕事をする者をいいます。(三鷹市下水道条例第8条)

◆水質管理責任者は次のような仕事をを行います。(三鷹市下水道条例施行規則第16条)

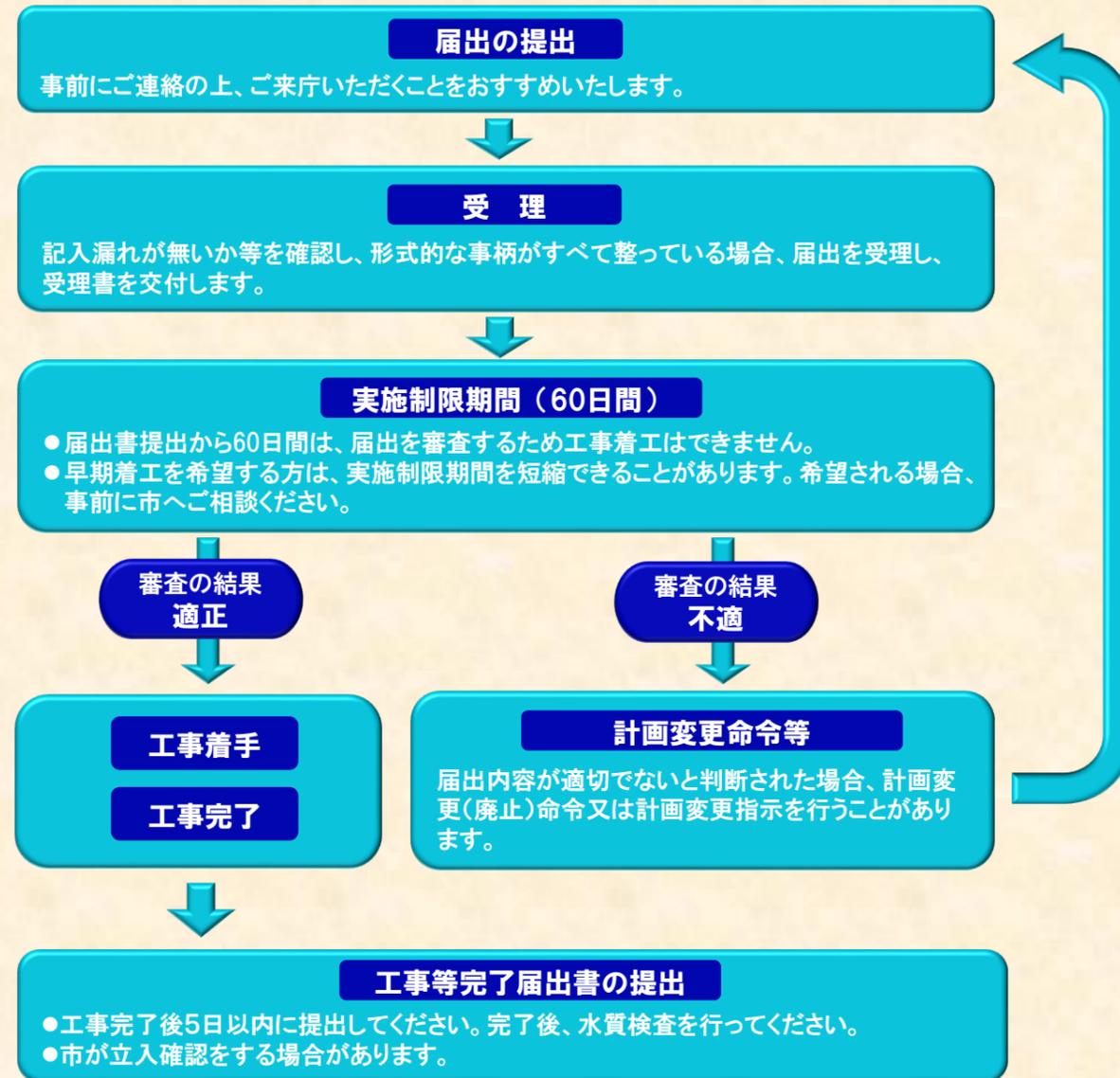
- (1) 排水の発生施設・汚水の処理施設及び除害施設を管理します。
- (2) 排除する下水の水質を測定し、決められた記録を行います。
- (3) 事故時及び緊急時の必要な措置を行います。
- (4) 市による指導の窓口になります。

◆水質管理責任者となるための要件は次のとおりです。(三鷹市下水道条例施行規則第15条)

- (1) 国の水質関係公害防止管理者の資格を持つ者
- (2) 東京都公害防止管理者の資格を持つ者
- (3) 市長が指定する講習の課程を修了した者

水質管理責任者を選任した場合は、市役所まで届け出てください。また、変更した場合も同様をお願いします。(三鷹市下水道条例第8条)

届出の順序

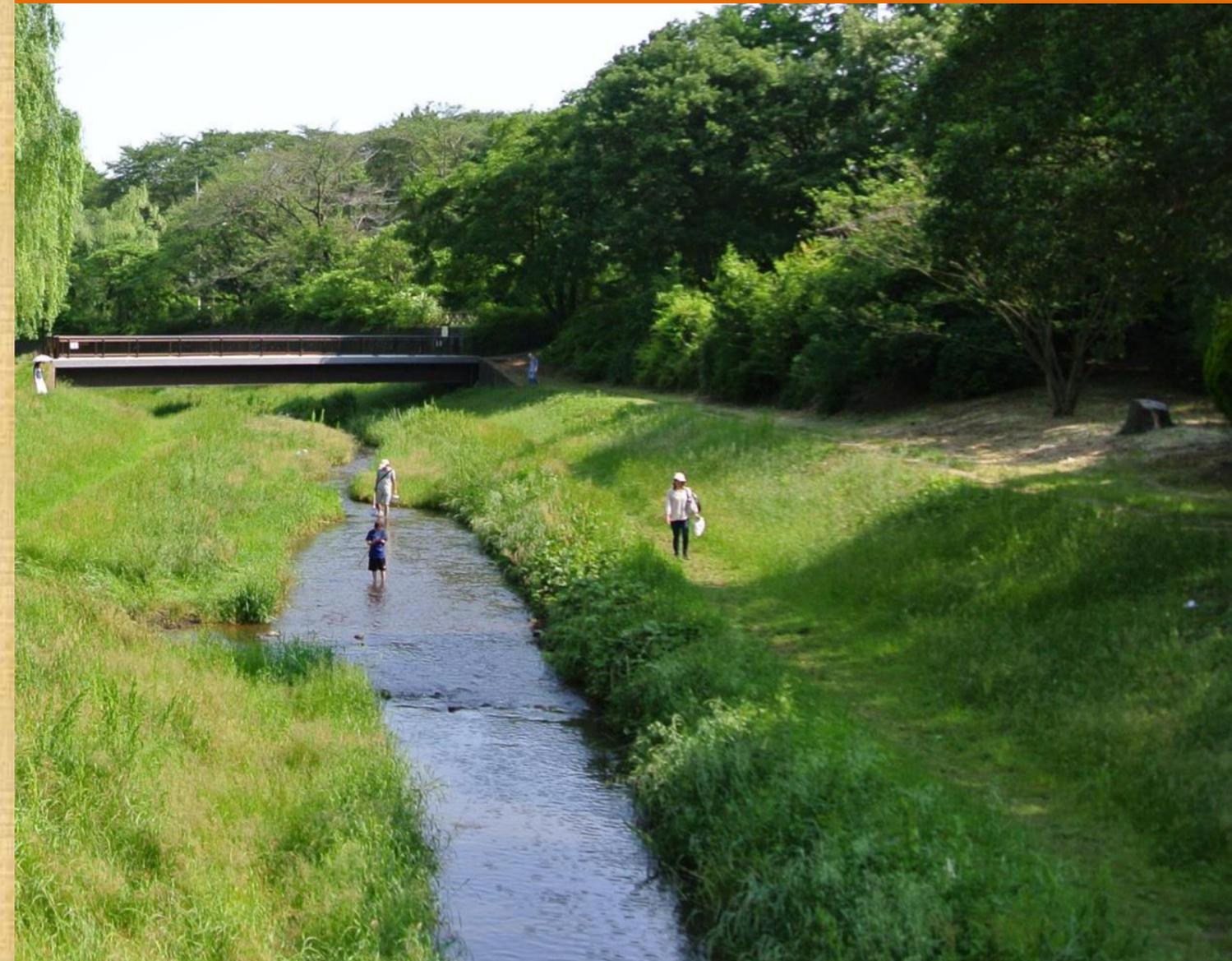


事業場排水規制についてのお問い合わせや、各届出については、下記へご連絡ください。

東京都三鷹市野崎一丁目1番1号

三鷹市 都市整備部 水再生課 下水道維持係

電話 0422(45)1151 FAX 0422(46)4745



下水道は、一般家庭や工場・事業場排水等の汚水を受け入れ、下水処理場で微生物の働きにより、きれいな水にして河川や海へかえす役割を果たしています。

しかし、工場・事業場排水の中に有害物質等が含まれていると、下水道施設に悪影響を与え、河川や海などを汚染することがあります。

そこで、このような状況を防ぐために国や三鷹市では、下水道法や下水道条例など関係法令に基づき、排水中に含まれる物質について規制しています。

このパンフレットは、これら関係法令の規制のあらましや届出などについて説明しています。

本書を参考に適切な水質管理を行い、水質基準をお守りいただきますようお願いいたします。